

福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成28年4月1日

規則第52号

改正 平成29年3月24日規則第7号

福井市ガラガラ山総合公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年福井市規則第64号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成28年福井市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休場日、利用時間、入場料及び利用料金に係る承認の申請等）

第2条 条例第21条の規定による指定を受けて福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、条例第4条第1項に規定するキャンプ場の休場日、条例第5条第1項に規定するキャンプ場の利用時間、条例第6条第2項に規定する入場料及び条例第10条第2項に規定する利用料金に係る承認を受けようとするときは、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の運営に関する承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 指定管理者は、キャンプ場において商品の販売を行うときは、あらかじめ市長と協議するものとする。

（休場日、利用時間、入場料及び利用料金に係る承認）

第3条 市長は、前条第1項の規定により福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の運営に関する承認申請書の提出があった場合は、その内容について検討し、適当と認めるときは、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の運営に関する承認決定書（様式第2号）により指定管理者に通知するものとする。

（附属設備の利用料金）

第4条 条例別表備考4の附属設備の利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。

（入場料等の免除の基準等）

第5条 条例第11条の規定により指定管理者が入場料等の全部又は一部を免除する場合は、次の

各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災その他の緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体がキャンプ場を利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。

(2) 市長と指定管理者が、協議の上、公益上特に必要があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、キャンプ場を利用する者(以下「利用者」という。)の間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。

2 前項第2号に該当することにより入場料等の免除を受けようとする者は、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場入場料等免除申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

(入場料等の返還の基準)

第6条 条例第12条第1項ただし書の規定により指定管理者が入場料等の全部又は一部を返還する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 利用者の責めによらない理由でキャンプ場を利用できなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 条例第20条の規定による指定管理者の指定(以下「指定」という。)の申請は、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場指定管理者指定申請書(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第20条の規則で定める書面は、次に掲げる書面とする。

(1) 指定を受けようとする期間内におけるキャンプ場の各事業年度の事業計画書

(2) 指定を受けようとする期間内におけるキャンプ場の各事業年度の収支予算書

(3) 指定を受けようとする法人その他の団体(以下「申請法人等」という。)の概要を記載した書類

(4) 申請法人等の定款その他これに類する書類

(5) 法人にあっては、指定を受けようとする法人の登記事項証明書

(6) 法人にあっては、指定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度以前に係る法人税、消費税及び地方税関係の納税証明書等の未納がないことを確認することができる書類

(7) 指定の申請をする日の属する事業年度前3事業年度分の財務諸表

(8) キャンプ場の管理及び運営に関する業務上必要とされている資格を有していることを証する

書類

(9) 前号の業務に類似する業務を行ったことがある申請法人等にあつては、直近の当該業務の実績を記載した書面

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(再度の選定)

第8条 市長は、議会の議決を経るまでの間に、条例第21条の規定により選定をした候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申請法人等(当該候補者を除く。)の中から再度指定管理者となるべき候補者を選定することができるものとする。

(指定管理者の事業報告等)

第9条 条例第24条第4号の市長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定管理者が当該年度に行ったキャンプ場の管理業務(以下この条において「管理業務」という。)についての自己評価を含む総括評価

(2) 利用者からの意見、苦情等の内容及び苦情に対する対応状況

(3) 自主事業の実施状況及び収支状況

(4) 他の指定管理者に管理業務を引き継ぐ場合には、その引継ぎに関する事項

(5) 利用者に関し知り得た事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びその指定に関し必要なその他の行為、休場日、利用時間、入場料及び利用料金の承認並びにそれらの承認に関し必要なその他の行為並びに入場料等の免除は、この規則の施行の日前においても、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成29年3月24日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		単位	利用料金
シャワー		6分	100円
コインランドリー	洗濯	1回	300円
	乾燥	30分	200円